

人事担当者経由  
タダノ健康保険組合行

扶養家族現況届 (子供18歳以上)

- (注) ・扶養申請の理由別に添付書類が必要になります。
- ・扶養認定に基づく重要な書類ですので正確にご記入ください
- ・記載漏れ・書類不備等がありましたら、提出された書類一式返却します。
- ・必要に応じて他の書類も提出していただく場合があります。
- ・求める書類が提出できない場合は扶養に認定はできません。

被保険者氏名 (自署)	健保 太郎
今回扶養に申請する者の氏名 (自署)	健保 花美

被保険者(本人)の氏名を被保険者(本人)が自筆で記入してください

扶養申請するお子様の氏名をごお子様本人が自筆で記入してください

①扶養申請するお子様について記入してください

①扶養にしたい方の氏名等

カナ		生年月日		続柄	扶養を始めた日
氏名	健保 花美	昭和 平成 16年 3月 13日 ( 18歳)		長女	令和 5年 1月 1日
今まで加入していた健康保険					
1 国民健康保険 2 全国健康保険協会 (本人・家族) 3 < > 健康保険組合 (本人・家族) 4 共済組合 (本人・家族) 5 未加入					

扶養に入れたい日を記入

②扶養申請について、該当するもの全てに✓をし(複数ある方は複数✓記入)、それぞれ全ての添付書類を提出してください

②扶養申請事由 該当する項目が複数ある場合はすべて回答し、扶養家族現況届・誓約書・添付書類をそろえて提出してください。扶養申請者した方や、その親族等の結婚・離婚等、戸籍の異動のため以下の書類に記載されている名字が違う場合は戸籍謄本のコピーを添付してください

申請事由	添付書類
<input type="checkbox"/> 被保険者の入社	入社前の健康保険証のコピー+*1所得のわかる書類
<input type="checkbox"/> 扶養者の変更	今まで加入していた健康保険の*2資格喪失証明書+*3住民票
<input type="checkbox"/> 被保険者と扶養申請者の親族が結婚したため	*4戸籍謄本のコピー+*1所得(非課税)証、学生の場合は学生証のコピー+今まで加入していた健康保険証のコピー
<input type="checkbox"/> 退職したため	*5退職のわかる書類+失業保険関係書類(下記③「扶養申請者の失業保険の受給について」を参照)
<input type="checkbox"/> 任意継続の資格喪失	*6任意継続資格喪失証明書
<input type="checkbox"/> 廃業	*7廃業届
<input type="checkbox"/> 雇用形態の変更 または転職による収入の減少	下記④「扶養申請者年間収入について」を参照
<input type="checkbox"/> 失業保険受給終了	*8雇用保険受給資格者証明書 支給終了または支給終了間近の印字のあるもの
<input checked="" type="checkbox"/> 学生	学生証のコピーまたは*9在学証明書
<input type="checkbox"/> その他 (理由: )	申請の事由を証明する書類+誓約書

今まで加入していた健康保険

③退職を理由に扶養申請される方は、失業保険の資格について記入し、該当する事由の添付書類を提出してください。失業保険受給中は月額3,611円(60歳以上は5,000円)を超えると扶養不可です。扶養認定後、失業保険開始され月額が3,611円(60歳以上は5,000円)を超える方は扶養から削除の手続きをお忘れなくお願いします。

③扶養申請者の雇用失業保険の受給について該当する項目に✓してください

失業保険の受給について	添付書類
<input type="checkbox"/> 失業保険を受給予定	*5退職日のわかる書類 失業保険の手続きが済み次第、*9雇用保険受給資格者証(両面)のコピー
<input type="checkbox"/> 失業保険受給中(基本手当月額:3,611円未満、障害者5,000円未満に限る)	*8雇用保険受給資格者証のコピー
<input type="checkbox"/> 失業保険受給終了	*8雇用保険受給資格者証明書の支給終了または支給終了間近の印字のあるページのコピー
<input type="checkbox"/> 失業保険受給延長	*10受給期間延長通知書のコピー
<input checked="" type="checkbox"/> 失業保険を受給しない	*11離職票
<input type="checkbox"/> 雇用保険の資格なし	*11離職票
<input type="checkbox"/> 雇用保険未加入	*12雇用保険未加入の証明書

④収入がある方は該当するもの全て(複数ある方は複数回答)に年間収入金額を記入し、添付書類を提出してください

④扶養申請者の年間収入について回答してください

現在の収入の有無	有 (有の場合は下記記入) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
現在の収入に関する事項(非課税対象の収入も含む)	これから1年間の収入見込み額を記入 例) 見込み収入=直近3ヶ月給与の合計÷3×12ヶ月	添付書類
1.パート・アルバイト	円	給与明細のコピー直近3ヶ月分+誓約書(給与明細3ヶ月分が入り手困難な場合は年間収入130万円をただし、3か月後に給与明細3ヶ月提出する事)
2.事業収入(自営業・不動産収入・農業・株式配当)	円	*13確定申告の写(すべて)+*14経費のわかるもの+所得証明書
3.年金(国民・厚生・共済・障害年金)	円	*15年金額のわかる書類+所得証明書
4.その他( )	円	健保組合までお問い合わせください。
今後1年間の合計収入 1~4の合計額	円	年間収入が130万円(60歳以上180万円)を超える場合は扶養家族にはなれません

自営業については、「健康保険上認められる経費」と「税法上認められる経費」は異なります。そのため確定申告した収入金額が認められる訳ではありませんので、健保組合で確定申告書を元に「健康保険上認められる経費」を確認させていただきます

⑤扶養申請について、提出が10日以内に申請ができなかった方について記入してください。(原則、扶養認定日は人事担当者へ書類が提出された日になり、延滞理由記入された方については認定日を申請日まで10日間遡ります)

⑤延滞理由 (10日以内に提出できなかった場合に記入してください)

理由: **申請に必要な書類が10日以内にそろわなかった為**

事業所受付年月日 令和 年 月 日

事業所 \_\_\_\_\_ 労務担当者 \_\_\_\_\_

上記、「現在の収入に関する事項1~4」までの合計額を記入してください。合計が130万円(60歳以上は180万円)以上の方は扶養は認められません。

会社人事担当者が証明してください  
事業所受付年月日に書類を受付日を記入してください。  
(扶養認定日となります)

添 付 書 類 説 明

書類の種類	対象者	書類	書類発行場所	その他注意事項
*1 所得のわかる書類	無職の方	非課税証明書	1月1日に住所のあった市区町村	遠方の方は郵送で請求可 (請求方法は1月1日に住所のあった市区町村へお問い合わせください)
	お勤めの方 〈①～③のうちいずれか1部〉	①所得証明		
		②直近の給与明細3ヶ月分コピー ③年間収入見込みの証明書	現在、お勤めの会社	
*2 資格喪失証明書	扶養者変更の方 〈①か②のどちらか1部〉	①資格喪失証明書 ②社会保険離脱証明書	お子さんが今まで入っていた健康保険	
*3 住民票	扶養者変更の方	被保険者(ご本人)と親子関係のわかる住民票	1月1日に住所のあった市区町村	遠方の方は郵送で請求可 (請求方法は1月1日に住所のあった市区町村へお問い合わせください)
*4 戸籍謄本のコピー	結婚等で、氏が変わった方	戸籍謄本または戸籍事項全部証明書	本籍のある市区町村	遠方の方は郵送での請求可
*5 退職のわかる書類	退職し扶養に入る方 〈①～③のうちいずれか1部〉	①退職証明書 ②-1 失業保険を受給する方は離職票-2のコピー ②-2 失業保険を受給しない方は離職票-2 ③源泉徴収票(退職の印あり)	お勤めしていた会社	
*6 任意継続資格喪失証明書	任意継続をされていた方 〈①か②のどちらか1部〉	①資格喪失証明書 ②社会保険離脱証明書	任意継続している健康保険	
*7 廃業届のコピー	自営業を廃業した方			税務署へ提出した控
*8 雇用保険受給資格者証	失業保険を受給している方 失業保険受給終了した方		ハローワーク	
*9 在学証明書	学生の方		在学中の学校	
*10 受給延長通知書	失業保険の受給を延長する方		ハローワーク	
*11 離職票	退職した方で 失業保険を受給しない方	離職票-2	お勤めしていた会社	
*12 雇用保険未加入の証明	雇用保険に未加入の方 〈①～③のうちいずれか1部〉	①退職月の給与明細のコピー ②源泉徴収票(退職の印あり)のコピー ③雇用保険未加入証明書	お勤めしていた会社	
*13 確定申告書のコピー	事業収入・株・不動産等、 収入のある方	確定申告書		確定申告した控
*14 経費のわかる書類	自営業の方	収支内訳書		確定申告した控
*15 年金額のわかる書類	年金を受給されている方 〈①か②のどちらか1部〉	①年金改定通知書	日本年金機構	年金機構より6月頃自宅へ届く
		②年金振込通知書		